

平成24年3月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(レ)第6号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・大阪簡易裁判所平成23年(ハ)第19106号)

口頭弁論終結日 平成24年2月27日

判 決

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

控 訴 人	ア コ ム 株 式 会 社
同代表者代表取締役	木 下 盛 好
同訴訟代理人弁護士	高 橋 悦 夫
	西 島 佳 男
	駒 井 慶 太
	坂 根 智 和
	中 島 亮 平
	大 西 正 朗

被 控 訴 人
同訴訟代理人弁護士 八 木 正 雄

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1審、第2審を通じて被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文同旨

第2 事案の概要

当審における控訴人の主張について、次のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要等」に摘示されたとおりであるから、これを引用する。

(当審における控訴人の主張)

本件において、被控訴人は、平成7年10月29日以降、控訴人から一度も借入れを行っておらず、控訴人も、平成12年10月10日、被控訴人に対し、新規貸付停止措置を行った。これにより、同日以降、控訴人と被控訴人との間においては、基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれない状態に至った。

そして、新規貸付停止措置は、顧客との間の基本契約書に明記された事項であり、かつ、顧客が控訴人のATM機を操作する際には、ATM機の「ご融資」等のボタンが表示されなくなることにより、顧客に対して告知されるものである。

したがって、控訴人の被控訴人に対する新規貸付停止措置は、最高裁平成20年(受)第468号同21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁(以下「最高裁平成21年判決」という。)にいう「特段の事情」に該当し、本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は、平成12年10月10日から進行すると解すべきである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の控訴人に対する請求は全部理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり改めるほか、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決6頁18行目の「本件取引の」を「控訴人が被控訴人とは別の顧客

との間で交わした」と改める。

(2) 原判決6頁24行目の「新規貸付停止措置をとり、」を削除し、同7頁1行目、同頁2行目、同頁4行目、同頁7行目及び同頁17行目の「新規貸付停止措置又は」を「債権回収部署への移管措置又は」と改める。

2 控訴人は、当審において、上記のとおり、控訴人の被控訴人に対する新規貸付停止措置は、最高裁平成21年判決にいう「特段の事情」に該当し、本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は、平成12年10月10日から進行する旨主張する。

しかし、本件取引に係るカードローン基本契約書(乙2)において、控訴人が別の顧客との間で交わしたカードローン基本契約書(乙3, 12)と同様に新規貸付停止措置を講じることができる旨の条項があったこと、実際に控訴人が被控訴人に対して新規貸付停止措置を講じたことのいずれについても、これを認めるに足りる証拠はない。また、甲1によれば、被控訴人は、本件取引において、平成12年10月10日以降、振込による入金と店頭での契約しかしていないことが認められ、控訴人のATM機を操作することにより、新規貸付停止措置がとられたことを知り得たと認めるに足りる証拠もない。

したがって、上記の控訴人の主張は、その前提を欠くものであって失当である。

なお、被控訴人が、平成7年10月29日以降、控訴人から一度も借入れを行っていなかったとしても、そのこと自体をもって最高裁平成21年判決にいう「特段の事情」に該当するということとはできない。

そうであるならば、被控訴人の控訴人に対する過払金返還請求権の消滅時効は、本件取引の最終日である平成14年2月18日から進行するというべきである。

3 以上によれば、本件控訴は理由がない。よって、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第18民事部

裁判長裁判官 石 原 稚 也

裁判官 長 井 清 明

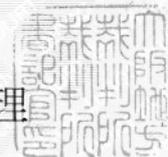
裁判官 久 田 淳 一

これは正本である。

平成24年3月12日

大阪地方裁判所第18民事部

裁判所書記官 田中友理



平成24年(レ)第6号 不当利得返還請求控訴事件

控訴人 アコム株式会社

被控訴人

判決確定証明申請書

平成24年 3月29日

大阪地方裁判所 第18民事部 合議2係 御中

被控訴人訴訟代理人 弁護士 八木 正 雄



上記当事者間の頭書事件につき、平成24年3月12日言い渡された判決は、同年3月27日の経過により確定したことを証明されたく申請します。

上記のとおり証明する。

24年3月29日

大阪地方裁判所第18民事部

裁判所書記官 田中友理

